

杉本史子著：『領域支配の展開と近世』

山川出版社 1999年7月

A5版 298頁+17頁 本体8,500円

本書はこれまでに公表してきた個別論文を、その問題意識（序章の中で言及している）にもとづいてⅢ編にまとめたものである。本書の構成を示すと以下のようになっている。

序章

第Ⅰ編 境界領域と裁判

第1章 「公儀御新田」と領有権—山野河海開発・領有をめぐって

第2章 地域認識の相克—文化期児島湾とその背景

第3章 「百姓公事」の位置

第4章 裁許裏書絵図と村の「訴訟」

第Ⅱ編 国絵図作成の特質

第5章 国絵図研究の位置と課題

第6章 元禄国絵図作成事業の歴史的位置

第7章 天保郷帳・国絵図改訂事業の基礎過程

第8章 国絵図・郷帳に表現された伊勢神宮領

第Ⅲ編 近世における地域・国家認識

第9章 地域の記録—絵図・地誌を中心としてあとがき

付録

すでに歴史学の立場から詳細な書評（塚本，2000）が提出されているので，ここでは人文地理学，とくに歴史地理学の見地から書評を試みることにしたい。

各章の内容紹介から始めよう。第Ⅰ編は「境界領域と裁判」と銘打たれた4論文からなる。1章では近世領有制の性格を明らかにするために，幕府・岡山藩・地元民の間で係争を重ねた「公儀御新田」のひとつ興除新田が対象地域として取り上げられる。山野河海の新田開発は，幕藩領主にとって新たな領地獲得を意味することである。具体的には享保から寛延期，宝暦から寛政期，そして文政期の3期に分けて幕府側と岡山藩側との論の展開過程が示されている。第Ⅰ期の享保から寛延期では幕府側は「公儀御新田」を主張するに際して，享保7年9月令を持ち出して，興除新田を「私領村附地先」とみなした。その結果，「芝地・山野・海辺之出洲・内川」は高に結ばれない地域(?)であるので，公儀地という論理が成り立つのである。当時，幕府の「高外」支配強化は関東の

みならず各地に推進されていったのが実情のようだ。しかし，岡山藩側は「四方共備前国二而取込ミ候内海」の主張を整えていく。

第2期の宝暦から寛政期になると，宝暦の「答申」・「通達」の中で「一給之地内」か否かを判定する基準として，幕府側は①「(境界へ)片寄」かどうかという問題，②享保期以降は触れなかった「国郡境」という要素を導入して強化・拡大しようとする意向をもつ。興除新田予定地は「備前内海」に含まれるが，寛延裁許の通りに国境が指定されれば，備前・備中の国境に「片寄候出洲」となる位置にあったのである。こうして幕府側は「備前国内」にも「公儀御新田」が可能であるという見解をあきらかにする。しかし，岡山藩側からすれば，幕府の主張は地理上の「私領一円」領内を脅かすのみならず，領知判物による領有の一円性を犯す形で展開していると考えられる。岡山藩側は安永6年9月令に対して，一貫して「一国一円」の主張を幕府につきつけていくことによって，膠着状態が続くことになる。

第3期の文政期には，興除新田開発が行われ，最終的に幕府側は岡山藩の「一国一円」論を打破できず，実態から遊離した無人の高と一定の年貢を獲得したが，それは「無地同様」というべきものであった。こうした結果をもたらした理由を，著者は興除新田の存在形態自体によるものと考えた。岡山藩側の主張は「一国一円」の領知権，具体的には湾内での漁業・葦刈を営む全漁民に対する領域的「差配」権や「他領地先」を排除した一円的領有権を内容とした。このことによって，幕府側の主張する「私領村附地先」の山野河海＝「高外地」を意図した「公儀御新田」の論（見解）を形骸化させたのであった。

一般に地先は漁場の用益権を問題にする際に使用される概念で，争論などで問題にされる場合は，川・潮の干満などによって埋め出しされた土の部分をも具体的に意味することも多く，埋出した元の土地の名を冠して「何々地先」と称され，用益権などを主張する根拠ともなったのである。地先が地理的実態を有していたことが，このような結果に至らしめた理由ともなったことが予想される。また，政治地理学の成果（岩田孝三，1953）を引用して，享保7年9月令以後の地域を「私領一円」とそれ以外とに分ける視点が登場するとい

うことは、「分割境界」（荒蕪地によって分割の機能を持つ境界）であると述べている。この段階では未だ帰属があいまいな「私領一円」から突出した「地先」も存在したのである。

2章は1章と深く関わる文政期に築造される興除新田の直接的な地盤を提供する文化期児島湾争論の具体的プロセスを明らかにしたものである。児島湾を舞台に展開する文化期の漁場・葦草争論では、備前・備中双方の農民、岡山藩、幕府の個々の動き・主張が具体的に分析されている。第1期争論は文化6年5月、児島二十二ヶ浦と妹尾の漁場争論として始まった。論所見分の過程で、備前側が開発を推し進めてきた灘目村新開問題がクローズアップされてきた。幕府は寛延・宝暦の国境争論の結果、児島湾は備前内海であるとの判断の後も、新開予定地が国境寄りであることを論拠として持ち続ける。児島湾に「公儀御新開」を開発するという論拠は、当該地が「高外地」であることから公儀のものであるという立場をとったのである。

第2期は漁場・葦草入会両方を問題として展開する。文化11年12月に裁許が出され、寛延・宝暦の裁許通り、備中漁民がより広範な実質的な権利を勝ち取る。第3期は二十二ヶ浦・岡山藩の巻き返し運動で幕を切る。文化12年12月の両老中へ提出の書付では、藩側は宝暦裁許絵図に引き合わせて国境を再確認、一国一円之趣旨が立つようにしてほしいこと、児島湾全体が備前国内であることを勘案してほしいことを主張している。藩の主張は土地のみならず、生活する自藩領民の用益権、それに対する同藩の支配にまで達した。文化14年12月に文化期争論は幕を閉じるわけだが、最終決着は、漁業・葦草刈り全般に亘って「備前国内」の仕法が認められるのである。これは「児島湾＝備前内海」という寛延・宝暦裁許の決定に、さらに在地レベルで大きな実質的内容を付与したといえる。こうした経緯を明らかにした2章は、1章の論証の基礎を支える地理的実質面の重要性を実証している章であると位置づけられる。

3章は、17世紀中葉の沖ノ島公事を対象として、この時期における評定所の公事の特質、地域にとっての意味を探究した論考である。審議の舞台が幕府評定所、御城、寺社奉行屋敷と一定せず、17世紀の評定所公事は事実上「地下人証文」によ

り展開していった。従って地下人百姓の公事と命じられたからには先祖の証文で訴訟するしかなかったが、17世紀中葉内済ですむという認識が一般的であった。当該領主間で解決のつかない争論についてはいくつかの解決方法の可能性が混在していた。「百姓公事」の場合、「奉公人」（領主階級と人格的従属関係をもつ）が公事人になることは許されなかった。また、国境確定にあたっては、領主作成の文書だけでなく、「地下人証文」を訴訟として採用することが含意されつつあった。「当知行」を知行認定の根拠のひとつとして認める意識が17世紀中葉段階でも、幕府役人の中で生きていた。この公事で重要な点は「請領」が、裁許文面では「予州の内、土州弘瀬江借之事」という形で決着されたことにある。

領主による領有・政治と密接に関わって問題となった入会争論・境界争論が、裁許文面・裁許裏書絵図のうえでは、百姓集団間の用益・入会関係に純化されたかたちのみ表現されたことの意味が評価されねばならないと著者は考える。より政治地理的観点から言えば、中世に比べ相対的に安定した耕地を実現した地縁的共同体が成熟し、むらによる〈領域の領有〉ともいうべき状況が生まれていた。この村の自治が基礎となって評定所が論所を「百姓公事」と位置づけることができたのである。近世初期においては広範な兵農未分離の存在を内包し、沖ノ島公事に公事人やその代人として出廷し、政治交渉のための実務を担ったのは、「所」に繋がる者達であった。かれらは評定所公事の場において、「百姓」として法的資格を位置づけられていた。寛文4（1664）年家綱は全大名に対し、領知宛行状の一斉給付を行い、主従制を確立する。山野河海とその開拓地＝新田では、領有権・用益権が繰り返す問題になるが、このような論所について、基本的に「百姓公事」という原則が確立していく。半世紀後、頻発する「百姓公事」との対峙の中で公儀は先行する国制上政治的文脈の中で、観念されてきた国境を取り上げ、「百姓証文」と「国境端絵図」「国絵図」によって、百姓の認識に基づいた「国」を把握するという方式を選択したと結論づけている。

4章では、下総国泉谷争論（同国南生実村と上総国古市場村間）を手がかりに、争論に際して下付した裁許裏書絵図の扱いと保管について注目

し、その意味や機能について検討が加えられた。元禄13年7月に開始された訴訟は同15年3月に裁許裏書絵図に幕府3奉行が捺印し双方に下付されたが、保管をめぐる本紙と写を両村で1年交替で取り交すことになった。その後文化文政期にも争論がおこり、双方が元禄裁許裏書絵図を有力な証拠として相反する主張を展開することになり、絵図の取扱いや保管が強い関心事となった。

近世の村はある種の法人的存在でもあり、村の運営に関係する書類を分類すると、土地全般、新田、野山に関するものなどのいわゆる土地に関係するものと訴訟関係書類に分けられる。野山については、村は「訴訟」を繰り返すことでその支配・利用を対外的対内的に合意確定し、関係書類を蓄積・継承していったことが看取できるという。19世紀の時点では、領主裁判は、村が主体的に形成したさまざまな合意の複合構造を形作っていく過程のひとつの構成要素であった。従来の研究では、検地帳に記載されない土地＝高請されない土地（入会地など）の権利関係は、その経済的実態がそのまま法的関係として現象したとしているが、十分議論が展開していなかった。著者は山野河海に対して、村が土地空間への実態的関与を基礎に「訴訟」を繰り返し、様々なレベルの合意の網の目を修正運用していくことで、自己の基盤となる土地空間への関与性を対外的に定着していくことを述べている。実質地域としての近世村落の成立・完成の問題と深く関係している問題でもあり、I編全体が、近世村落の歴史地理学的研究と、密接に関わる研究内容となっている。

第II編からは国絵図作成の特質に関する4章が続く。5章では歴史学および歴史地理学における国絵図研究史が概観されている。とくに川村博忠著『国絵図』（1990）を祖上にあげながら、それを批判する形式で残された研究課題がスケッチ風に示されている。たとえば、17世紀前半の半世紀にくりかえし大規模な国家的絵図事業が命じられた事実を、どのように考え、国家史の中に位置づけていくのか。全国政権としての幕府が「公儀」としてこれを裁く姿勢を元禄国絵図でもって明確に示したこと、事業後半の国境改めは、百姓を直接に捉えようとする志向の具体的表現であり、同時に、事業方針の変転は現実化にあたっての限界性

をあらわすものであると主張している。川村批判を込めて国絵図事業が社会のどのような動向に対し、どのような方向をもって実現されたのかという視点も必要であると提起している。さらに、国郡制というものを東アジアの伝統的価値観と無前提にいうのではなく、個々の事象に即してその持つ意味についての検討が必要な段階に至っているという。著者はその1つの回答として、元禄国絵図では土地をめぐる諸階層の係争を裁く「公儀」として「国」を「確定」することを目指したものであるという。そこには後述する絵図研究のコンテクスチュアルなアプローチとの接点を窺うことができる。

さて、日本近世は「地図の多様化と量産化」といわれるほど多くの絵図を生み出した。夥しい数の地図板行の底流には、民衆の空間的世界認識に対する広汎な欲求をみることができる。そのことを基礎に考えれば、天保国絵図作成事業を単に、川村の言う幕府権力の衰微や事業の緊急性に結びつけるのではなく、国家権力と社会との関係性の変化の上から位置づけ直す視点が必要であるという。また、元禄国絵図の石高は領主から証文をとったが、国境については百姓を視野にいれ幕府が任命した各国担当が確定する方針に転換する。天保国絵図になると、各村々から村絵図・組合村絵図を要請している。国絵図作成経緯のなかに国家と社会のせめぎ合いが浮かび上がる。空間的視点に立つことで、人々の生活や社会や国家などに対する具体的感覚的検討が可能になるのである。とくに国絵図・日本図は国家の側が自己の支配する領域を空間として把握・表現しようとしたもので、当時の人々の空間認識や国家領域についての認識を政治史的観点から検討する素材となりうる。この他にも、国絵図の具体的機能の解明には絵図自体を読み込んでいく作業が必要となってくることや、日本図作成の意味についてもそれが当時の人々の認識にどのような影響を与えたのかが問われるなど、盛りだくさんの課題が述べられている。

6章は、元禄国絵図作成作業が、当該期の国家・社会にとってどのような意味をもっていたかという点が検討されている。元禄国絵図の特質は土地に根ざした「国」の絵図面上での把握であったことが明らかにされる。この事業は元禄9年11

月から開始され、同15年末に終了するわけだが、元禄12年10月を分岐点として、新たな展開が始まる。この2期に入ると「国境証文」とあらたな内容を持った「小書」が要請されてくる。国境改めの質疑・応答の中で、領内の変地等のことは代官・領主から書付を徴収はするが、そのほかは所の百姓に直接尋ね書付けるはずであるという。それは「領主所替、百姓不易」の論理によって、百姓の印形をもった国境証文が志向されたのだという見解である。また、「国境小書」についても、可能な形で具体的地理上に固定されたのだとする。たとえば地名、地形上の位置、村間距離という内容で、国境を把握・「確定」し、一定の手続きを踏んだ上で国絵図を作成することになった。だからその後の政治過程のなかで政治的意味づけされてきた国の境が、境論防止のための要として選び取られた。幕府はこうして訴訟法上の上位に位置づけられた国境を統括する「公儀」の位置を明確に打ち出した。また、元禄国絵図・郷帳では將軍の紅葉山文庫所蔵の国絵図・郷帳には領分記載が払拭されている。この段階にはいると、自立した領域把握をめざす国絵図と、知行を媒介とした判物朱印状との機能分化がみられるという。

元禄国絵図作成事業について、川村は絵図様式の基本的な統一を認めつつ、形式重視の余り地図本来の姿からは作為過剰との評価を下している。一方、著者は土地に根ざした「国」の絵図面上での把握を特質とすると、積極的な評価をしている。両者の見解の相違は、単に、基盤とする学問分野の差とは考えられないであろう。この時期に至るまで歴史上、絵図面上で具体的かつ厳密な形で「国」を把握した事業は行われてきただろうか。

7章は天保の国絵図・郷帳作成事業について、幕府側の史料を使用して考察をしたものである。同事業は期間中に將軍・老中・勘定奉行の交替を経験し、その全体構想の把握を困難にしている。その中でも明楽茂村が一貫して高調査・国絵図作成に携わってきた。事業は天保2年に国高調査の命が下り、同6年末には関係役人に褒賞があり、その後国絵図作成が命じられるという、いささか変則的な方式をとっている。同9年末から10年初めにかけて国絵図関係者に褒賞がでる。

まず「国高」調査では、天保3年4月に指令が出され、諸藩宛指令については新田高のみならず

作付け収納がある場合は、高外地域についてもその指令と書上げ案文が示された。幕府代官宛指令では、私領と同様の指示のほかに、「私領地先」の高外部分についての調査・報告の要請があった。附寄洲も含めて御料・私領地先の高入、新田可能性のある地域に対して、代官による調査を指示している。この調査の意味は、近世中期以降、国役の賦課基準を有高においてきたことが、天保郷帳の石高に結集し、拝領高・朱印高と郷帳高がともに公的な石高として存在することになったことをさす。

一方、国絵図改訂については天保6年12月に幕府代官に指令が出され、関東では天保7年6月から10月頃を中心に、代官または代官・藩の共同で、配下を廻村させて村絵図等の史料を提出させている。天保差出帳は諸領主の家臣が署名しているが、清帳には幕府中央機関役人が署名した。清帳は村・郡・国それぞれのレベルで石高（拝領高+新田高・改出高）の数値を書上げたものになっている。領主提出の帳面は一国郷帳作成に限定されない勘定所の諸作業（大名領ごとの国役金徴収の基本帳簿）の資料となるもので、幕府勘定所署名はこの事業の主体が勘定所役人であったことを示したものである。そこで天保改革前段階に御料私領寺社領を問わずこうした調査が全国規模で意図された意味を問い直す必要があるという。国絵図についても、幕府は伊能図を含め各種の地図を作成していた段階に、何故こうした国絵図を作成しようとしたのか（内政上、必要不可欠な資料など）、問われなければならない残された課題は多い。

8章は、国絵図・郷帳において伊勢神宮領がどのように把握・表現されたかを問題にしている。意外にも国絵図・郷帳における寺社領についての検討は皆無であった。元禄伊勢国絵図には渡会郡の一角に村高記載をもたず村名みの村々が存在する。また、郷帳にも37の高記載を欠く町や村が存在し、これらは伊勢神宮に関係した地域でもある。これら高記載欠如の村々は各時期の国絵図・郷帳でも一定していない。結論的に言うと、正保段階では朱印状で認定された神宮関係領はすべて石高記載がなかったが、郷帳レベルでは2、3の例外もみられ、両者の村高は一致しない。しかし、元禄国絵図作成事業になると、国絵図と郷帳

の石高記載を完全に一致させた。そして両宮年寄支配地域を除く、神宮関係領の石高は村高として記載する方針をとった。天保郷帳では両宮年寄に認められた「守護使不入」の地域以外は、石高記載の原則が貫かれる。このように神宮に関係した地域では、その都市や村が神宮の身分によって異なる石高記載方式がとられたことが明らかにされた。

Ⅲ編は9章のみからなる。ここでは日本近世における地域を空間的に認識することによる壮大なスケッチが述べられている。地理学的に言えば「地域を空間的に認識する」とは、聊かおかしな表現ではあるのだが、著者は「地域」を人間関係とそれを支える空間の両方を含意するものとして捉えていきたいと語る。具体的に3つの地域把握の視点を提示している。1つは地域を外から総括することで、領域掌握のヘゲモニーを握ろうとするもの。2つ目は地域外から訪れ地域をその個性ゆえに描写しようとするもの。そして3つ目は自己のアイデンティティのよりどころとして記述しようとする視点である。それぞれの視点について地誌を例に対応関係を考え、第1は中央権力の統一的な地誌作成（幕府による諸国地誌作成の試み）が該当し、第2には「旅行記文学」を充てている。さらに第3には北越雪譜を代表例としてあげ、ここでは雪国に生きる人々自らの生活と文化の記述が志されているという。安定した地縁の共同体の成立と定着を背景に、近世は第2、第3の視点の記録が生み出され、領有制の枠組をこえて人々の価値観や認識に影響を与えた段階であると位置づけた。その一方で、諸国を総括しようとする側から第1の視点の統一的な地誌を作成しようとする志向も生まれた段階でもあるという。

第1の視点の地域の記録には絵図・土地台帳（国郡絵図・郷帳）がある。これらの記録は、自然地形をベースにすることで、一種の自然法的存在としてとらえさせもする。第2の視点は名所図会などの民間出版物の中に見ることができ、第3では地図作成についても広範な測量技術者の存在をうかがうことができるという。

また、元禄国絵図事業の過程で行われた「国境の確定」作業や「御触書集成」の編纂、さらには享保期の産物調査などでは、民衆知が前面に登場してくる。幕府による統一的な地誌叙述の試みは、

一般農民層までイエが成立し家名に象徴される家格秩序が形成されていた社会状況、その社会権力との相互交渉なしに成立しえなかったのである。第3の視点からの地誌作成では渡邊嶺山が存在があげられている。ここではいわゆる科学的視点の登場を言おうとしているようにも思われる。こうして外界と人とを未分化なものとみる近世的な見方から、近代的空間へと移行する過程の中に据えて、それぞれの視点を位置づけている。「地域を空間的に認識すること自体、歴史的に変化していることを、歴史学の立場から考えてみたい」との抜刷挨拶文からは、著者の壮大な仮説・構想の意図が垣間見られる。

さて、著者は序章の中で各章を自身の問題意識に即して位置づけを行っているので、その構想を探る糸口となる。本書は全体が高木昭作の「領有」論（1990）を評価し、それに依拠する形で配列されている。氏は近世における2種類の土地、とりわけ山野河海のもつ両義性に注目し、その具体的様相を明らかにすることが、近世社会・国家を解く鍵であると考えている。こうした山野河海の両義性と関連する1・2章では、新田開発訴訟をめぐるの対抗する藩・地元民の存在が、6章では国絵図作成事業を変転させた社会の「論」に注目が置かれている。

次に村の訴訟権の評価問題である。3章では幕府評定所での民事裁判の百姓公事が、そして4章では村にとっての「訴訟」が問い直されている。議論の基礎として村による「領域の領有」の成立が基盤になっているので、序章ではこの問題の整理から始めている。中世史研究の成果からは、中世末の村が法的・経済的にも高い自律性を獲得した存在であることを確認し、14世紀頃から村人と一体化した領域空間が形成され始める。近年の歴史学ではこうした地理的具体性のもとで、山野河海などを総合的に検討しようとする村落領域研究が展開している。また近世史研究でも中世末から近世にかけての在地における地縁的共同性の高まりとそれに立脚した自律性に注目する見解がみられる。本書では、村による「領域の領有」と表現した根拠は、こうした中近世史の村落論の成果を受けた形で展開したものであった。

村の訴訟権の評価についても、中世では在地の

境界争論が往々にして領主間争論として争われた。近世になるとあくまで百姓公事の原則が特質であるという。これも村の「領域の領有」に支えられたものであるとともに、村の法的地位を表すものでもある。このように全編が村の「領域の領有」に基礎づけられて議論が展開されている。そしてこれと関連する形で、日本列島での中世から近世への移行を国民国家の形成期と位置づけている。

また論証の有力な手段として地図や絵図を活用しているところにも特徴が見られる。これは地理学の側からも正面から受け止めていかなければならない課題であろう。絵図史料の研究に際しての具体的問題点が提示してあるが、絵図はその内容の時間的確定が困難である。たとえば作成年次・その系統性・原本・写・控の区別と、その機能の判別などが困難であること、それから領域認識と経済史の発展段階との対応関係ができていないことも歴史学として大きな問題でもあるという。

次に本書とのかかわりで地理学、とりわけ歴史地理学分野からみて興味をもたれる若干の課題についてとりあげてみたい。第1番目に、空間や領域問題がある。領域問題について、本書では岩田(1953)の「境界の意義」が取り上げられていた。境界は、文化の進展とともに分割境界から合成境界への展開が仮定されている。分割境界は別名フロンチア的境界(≡辺疆帯)、それは何等境界画定の要もなく、また、境界画定にあたり抛るべき地物も見出せないというところに画定の必要が生じ、それだけのことから設定された境界をさす。他方、合成境界はバウンダリー(≡境界線)をいい、たとえば境界樹木などの標識も、その一例といえる。江戸時代の藩界はほとんどが元禄以前に大境論を経ているので、このバウンダリーとなっているという。

この領域の問題と関連した地理学的概念として、テリトリアリティ(territoriality)を取り上げねばならないであろう(上田, 1986. 遠城, 1993)。人文地理学の分野で領域性理論の構築を試みた代表者サック(1980, 1986)は、人・物・相互関係などの「領域」を介した管理統制行動に注目した。彼は社会一物質的文脈とこうした空間の概念化との関係を体系立てて考察することが必要であると

考える。そしてその具体的課題として、社会組織のもつ領域性の体系的考察、その特定の歴史・地理的文脈や政治経済構造の中での検証が必要であるという。とくに社会と空間の関係史の解釈に重点が置かれているところに歴史地理学との接点が見られる。

著者は領域性を「ある地理的エリアの境界を定め、自らの支配権を主張することによって、人々、現象および関係に、直接または間接に影響を及ぼし支配しようとする個人あるいは集団の試み」と定義した(ジョンストン, 2002)。この領域性はあらゆる空間スケールにおいて権力の空間的表現・社会的構築物であるから、社会関係や権力と不可分のものとしていわば相関的にこの領域性を理解することに意義があるという。また領域性の効果は、範域の設定による統制の対象の類別、境界設定による統制意志の伝達、統制の強化を核に機能や効果が検討されるのである。さらに言えば、領域性は人々が空間組織を構築し、それに意味を付与する地理的コンテクストを創造し維持する装置でもあるのだ。サックは実際の歴史と関連づけて、領域性の用いられ方を無階級・前文明、前近代、近代・資本主義の区別に応じた3段階の推移を提案している(上田, 1987)。たとえば前近代社会は、宗教によって正統化された支配層を中心に余剰の再分配・階級構造が特徴とされ、領域という枠を用いた社会の定義を通じた中央権力による階層的組織化の領域効果が個別の局地的社会関係の上に加わるのであるという。このように領域性には、包摂を通じて人々を監視メカニズムにより統制することが含まれ、領域内に組み入れることで、人々をそこで適応されるルールに従わせ、その行動を統制するという機能をもつ。

杉本が第1編「境界領域と裁判」のなかで追求してきた近世社会・国家は、村の「領域の領有」を基礎にしている百姓の主張する領域性の上に、「国境」の確定やその意味の付与の装置としての「地誌」編纂事業を進めている幕府権力が空間的に累積し、包摂し、管理統制していく姿でもあったと解釈できないだろうか。現状で提示できる歴史地理学からの具体的な研究課題は、こうした社会組織のもつ領域性の体系的考察、それを特定の歴史・地理的文脈や政治経済構造との関連性の中での検証していかなければならないだろう。近世社

会に置き換えていけば、幕府・藩・百姓などの社会組織の領域性が歴史地理的文脈の中でどのような現れ方をするか(杉浦, 1990), 政治・権力論との関連で考察していく必要があるようだ。

2番目は絵図研究についてである。本書では国絵図を中心にいくつかの絵図類が重要な資料としてとりあげられていた。ここでは天保国絵図・同郷帳作成事業についてとりあげてみたい。川村(1990)等の先学の研究では、天保度の事業はいたってお手軽な調査で終了したことが述べられている。ここでは近年畿内河内国を対象にして詳細な考察を加えている福島(1996, 1999)の研究が注目される。河内国では大坂町奉行2名が当国を南北に分割して事業を推進していった(これは杉本が明らかにした幕府代官4名が担当した武蔵国と似たケースである)。大坂両町奉行は天保3年8月廻達で、村高等について新田高等を入れた実高報告を要請している。総石高は拝領高・込高・改出高・新田高の合計、この他に見取場・反高場・藪林などの反数も記入されている。このような事実から、天保の時点では厳密に実高の村高を設定して差出したと考えられる。

天保6年12月国高調べ終結後、天保国絵図作成事業が開始された。河内一国については大坂代官2名が担当し村々役人およびその手代らと廻村し、地域の変貌を明らかにしたいとの触書が、同7年11月に大津代官所より達せられた。同年12月に入り、錦部郡滝畑村庄屋は池田(岩之丞)役所から郡絵図の件で覚書を差出される。そこでは小判型の村形、1里2寸の縮尺、鳥居表現の寺社、道筋区分などの具体的な作成要領があげられている。また、茨田郡絵図では郡内を8組にわけて支配領主ごとに惣代庄屋を立てて作成にあたった(錦部郡では支配の如何を問わず組合をつくる)。ここでも街村風に描写された守口宿、家並表現の陣屋、寺社は除地の有無やその面積記載、枝郷などは「……之内」表現、新田は赤褐色で彩色されるなど詳細な描写・表現となっている。さらに淀川沿いの出口村にかけては「本田新田流作人交り」、「附寄洲」などの文言も記される。ここからは高外の地に対する村落側の関心がうかがえる。

以上のような事実から推測すると、天保期の国絵図作成に際しても詳細な調査が実施されていた

形跡がうかがえる。しかし、こうした詳細な郡絵図段階の内容が、具体的にどのように懸紙修正図に記入され、国絵図に仕立てられていったかは明確ではなく、今後の研究課題と言えよう(後述する図像内容の意識的・無意識的な歪曲などの検討をさす)。川村が述べているように「天保郷帳が天保期の諸国の生産力を示すと考えるのは危険」といえるが、そのことをもって「幕藩関係にみる幕府権力の衰微……」とのみ評価するのではなく、幕府が主導して事業を進めていった「非領国」地域と、諸藩主導の「領国」との間にも、事業貫徹の度合いに相違が見られはしないか。在地に残された「懸紙修正図」の控などの資料類の綿密な検討を待って評価していくべきであろう。また、杉本が主張しているように、「変地」部分を国絵図上に描くことを実現したことの、積極的な意義付けもなされてよいと思う。

では、近年の絵図研究の中に国絵図研究をどのように位置づけていったらよいのであろうか。広範な絵図研究の現状を展望した長谷川の著作(1993)が注目される。氏の整理によれば、これまでの地図史研究への反省は、より具体的な歴史状況、すなわち地図の作成された時期におけるさまざまな現象の中で、地図をとらえていこうとするコンテクスチュアルな解釈を生み出してきたという。そこでハーリーの著作(2002)をとりあげてみたい。彼は政治権力という文脈で地図の陳述内容を探ることを主題にしている。そして地図学も「知識の一形態、かつ権力の一形態」であるという。この「権力としての知識」である地図に対して、2, 3の考察方法を提示する。1つは地図の政治的コンテクストである。近世ヨーロッパでは絶対的専制君主と政治家は地図の価値に気づいていた。たとえば地図は防衛と戦争における価値、中央集権国家発展につながる内政上の価値、国家のアイデンティティを合法化する際の領土のプロパガンダとしての価値がある。また、農村地域の地図製作は、訴訟の過程に組み込まれている度合いを考えると、社会的法律的コンテクストとして追求できる。法律に組み込まれた地図は法令に付随し、科学の栄光を獲得し、道徳や価値を生み出すことに役立ったのである。

2つ目に権力の行使による地図内容の考察がある。ここでは意識的な歪曲の問題があり、これは

地図内容や製作の表現形態から再構成できる。具体的には独特の投影法の採用、尺度の操作、記号・活字の拡大、位置の移動、主情的な色彩などである。こうした検閲の正当性は軍事面や政治的配慮と関係している。また無意識的な歪曲として、地図の幾何学、地図内容の沈黙、地図表現における階層傾向などが考えられる。たとえば目を引く絵画的図像は、階級や軍事的・宗教的地位と関連しているし、小さな村は単なる点で沈黙させられる傾向がある。一般的に言って地図は「現状維持」に好意的な傾向をもっているのである。

以上のように地図の作成と使用にはイデオロギーが浸透しており、そのメカニズムは歴史的コンテキストにおいてのみ理解することができる。地図学は権力を具現化し、図示された線引きの中に社会的相互関係を凍結させながら目的論的な陳述内容を保ち続けている。このようなわけで地図とともに行われる実際の行為は地図史を通して記録されている。従って、この地図的陳述の「秘匿のきまり」を解明してみせることこそ、歴史地理学あるいは絵図学の使命であろう。そして江戸幕府撰国絵図は、その格好の研究対象であることがわかる。

本書は評者にとって、自身の能力的限界、さらには著者独特の言い回しも含めて、格闘を要求させられる難解な書物であった。また著者からの「建設的な書評」という要望もあって、いささか長文になったことをお許し願いたい。いずれにしても、歴史学界の中の歴史地理学と人文地理学界の中における歴史地理学の目指している方向性が、意外に近いところにあることを気づかせる著作であった。

(上原秀明)

【文献】

- 岩田孝三『境界政治地理学—わが国、国界藩界についての政治地理学的研究—』、帝国書院、1953、239頁。
- 上田 元「領域性概念と帰属意識—諸概念の展開とそのメタ地理学的反省—」、人文地理38-3、1986、1~19頁。
- 同 上 「書評 - Robert David Sack: *Humann Territoriality, its Theory and History*」、地理学評論60-6、1987、405~407頁。
- 遠城明雄「領域性」に関する研究ノート」、史淵130、1993、31~69頁。
- 川村博忠『国絵図』、吉川弘文館、1990、251頁+7頁。
- R. J. ジョンストン著、竹内啓一監訳、高田普久男訳『場所をめぐる問題—人文地理学の再構築のために—』、古今書院、2002、209頁。
- Johnston, A. *A Question of Place—Exploring the Practice of Human Geography*. Blackwell, 1991.
- 杉浦 直「旧藩境地域における空間組織と領域性—北上市鬼柳・相去地区の調査から—」、人文地理43-5、1990、1~24頁。
- 高木昭作『日本近世国家史の研究』、岩波書店、1990、414頁+2頁。
- 塚本 学「書評—杉本史子『領域支配の展開と近世』」、史学雑誌109-9、2000、101~108頁。
- 長谷川孝治「地図史研究の現在—1980年代以降の英米の動向を中心に—」、人文地理45-2、1993、40~61頁。
- J. B. ハーリー著、山田志乃布訳「地図と知識、そして権力」、(千田 稔・内田忠賢監訳『風景の図像学』、地人書房、2001、395~441頁)。Harley, J.B., "Map, Knowledge, and Power," in Cosgrove, D., & Daniels, S. eds., *The Iconography of Landscape*, Cambridge, 1988, pp277~312.
- 福島雅蔵「天保国郷帳・国絵図の調進と在地村落—御三卿上方領を中心として—」、花園史学17、1996、21~68頁。
- 同 上 「河内国郷帳・国絵図の調進—一村方史料を中心として—」、地方史研究281、1999、34~59頁。
- Sack. R. D., *Conceptions of Space in Social Thought—A Geographic Perspective—*, Macmillan, 1980, p231.
- Sack. R. D., *Human territoriality—Its theory and history*, Cambridge, 1986, p256.